

高知弁第1号
平成28年4月6日

■■■■■■■■■■ 殿

高知弁護士会
会長 近藤 啓明



人権擁護委員会
委員長 岩崎 淳司



人権侵害救済申立事件について（ご通知）

貴殿から、平成28年3月11日付けで「人権救済申立書」が、その後同年3月31日付けで「人権救済申立書（追加）」（平成28年度第3号事件）が提出されたことを受け、本日、人権擁護委員会を開催し、本件について審議いたしました。

審議の結果、「本件のように個別の刑事裁判における判断の当否が争われている事案については、控訴、上告もしくは再審といった、刑事訴訟法が予定している救済制度によるべきであって、当弁護士会の人権救済制度にはなじまない。」との結論に全員一致をもって達しました。

よって、本件人権救済申立については不処置とさせていただきますので、この旨ご通知申し上げます。